函館市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和7年3月31日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第33号

函館市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

函館市建築基準法施行細則(昭和48年函館市規則第19号)の一部 を次のように改正する。

第3条中「建築主事」の後ろに「もしくは建築副主事(以下「建築主事等」という。)」を加える。

第7条各号中「第10条,」を削る。

第8条および第9条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第17条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第25条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中

「函館市長 「函館市長

様を函館市建築主事様に改める。

函館市建築主事 」 函館市建築副主事 」

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式 削除

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。